

学童保育所入所 Q&A

(令和 5 年度入所用)

学童保育所入所 Q&A

金ケ崎町社会福祉協議会

1 入所要件関係

- 問1 保護者が勤めておらず、自宅にいる場合は、入所できないのですか。
- 答え 学童保育所は、留守家庭の児童をお預かりする制度です。自宅で保育できる人がいる場合は、入所できません。
- 問2 共働きで、祖父母と同居していますが、学童保育所に入所できますか。
- 答え 学童保育所は、留守家庭の児童をお預かりする制度です。ご家族で相談いただき、できるだけ自宅での保育をお願いします。どうしても保育できない状況であれば、その状況を申し出てください。
- 問3 母親は専業主婦ですが、別居の祖母の介護にほぼ毎日出かけます。この場合、学童保育所に入所できますか。
- 答え 介護のため、児童の帰宅時間に留守となってしまう場合は、入所できます。
- 問4 母親は妊娠中です。出産後は育休に入りますが、学童保育所に入所できますか。
- 答え 産前は出産予定日の8週間前に該当する月の初日、産後は出産の日から8週間を経過した月の末日まで入所できます。なお、育休中は、家庭での保育が可能とみなしますので、学童保育所に入所できません。
- 問5 平日の午前中のみ就労していますが、長期休業期間が心配なので、4月当初から入所できますか。また、長期休業期間中のみ入所はできますか。
- 答え 学童保育所は、年間を通じて保育を必要とする児童を対象としているため、このような場合は、4月からの入所はできません。
- また、原則として長期休業期間のみの入所についてもできません。(ただし、定員に空きがあり、就労等で特に必要と認められる場合は、相談に応じます。)

問6 自営業で、自宅兼事業所となっています。学童保育所に入所できますか。

答え 学童保育所は、留守家庭の児童をお預かりする制度です。自宅で保育できる人がいる場合は、利用できません。どうしても保育できない状況であれば、その状況を申し出てください。

問7 自営業ですが、自宅から離れた事務所で仕事をしています。学童保育所に入所できますか。

答え 週3日以上保育できない状況であれば入所できます。まずは自宅又は事務所で保育できないかご検討ください。

問8 妻は自宅で内職しています。学童保育所に入所できますか。

答え 学童保育所は、留守家庭の児童をお預かりする制度です。自宅で内職をしている場合は、保育が可能と思われるので、入所できません。

問9 わが家は、両親が共働きで、祖父母と同居しています。祖父母は昼間、田畑の仕事に出かけるため、児童の帰宅時間に留守になることが多いです。学童保育所に入所できますか。

答え 自給のための家庭菜園のような場合は、家庭での保育が可能と思われるので、入所できません。農業で生計を立てており、家庭での保育ができない場合は、申し出てください。

問10 私の妻は自宅にいますが、障がいがあるため、子どもの面倒をみるのが負担です。学童保育所を利用できますか。

答え 保護者が障がいにより、どうしても保育ができない場合は、入所できますので、申し出てください。

問11 今は仕事をしていませんが、4月から就職が内定している場合は、学童保育所に入所できますか。

答え 4月からの就職が内定又は決定している場合は、4月から入所できます。なお、現在求職中の場合は、就職が決定するまでは入所できません。

2 入所申請関係

問 12 郵送で入所申請できますか。

答え 申請書に基づきお聞きしたいことがある場合や書類の確認がありますので、郵送での受付はできません。お手数ですが、各学童保育所に持参してください。
また新規入所希望の方は、申込の際にお子さんと一緒に学童までお越しください。

問 13 期限までに申請書の提出ができなかった場合は、受付してもらえないのですか。

答え 書類の受付は、提出期限後も随時行っていますが、施設定員を超える申し込みがある場合は、入所待機になる場合があります。

問 14 年度の途中でも入所できますか。

答え 定員に空きがあり、入所要件に該当する場合は、随時入所できます。

問 15 入所決定は、早い者順ですか。

答え 保護者の就労状況等の入所要件を審査のうえ、決定します。基本的には入所要件を満たしている児童は、全員入所できるようにしますが、希望者が定員を上回った場合は、学年や保護者の就労状況により、入所待機になる場合があります。

問 16 入所申込書の申請者(保護者)欄は、父親・母親のどちらを記載したら良いですか。

答え 申請者氏名は、利用料の納付義務者となります。父親・母親どちらでもかまいません。

問 17 どの学童保育所でも希望すれば、午後7時までの延長利用は可能ですか。

答え すべての学童保育所で延長利用及び一時延長利用（緊急の場合）は可能です。

問 18 入所申込で昨年度と何か変更点はありますか。

答え 入所要件に該当するかどうかを正確に判断するために、新たに「同居家族等が家庭で保育できない理由書」を提出していただくことといたしました。

3 利用料

問 19 利用料はどのくらいかかりますか。

答え 利用料については、学童保育所入所案内をご覧ください。

別紙資料「学童保育所利用料と減免措置についてのお知らせ」

問 20 預金残高不足などで口座振替ができなかった場合、利用料は、翌月分と合わせて引き落としされますか。

答え 口座振替は毎月 1 回のみです。口座振替ができなかった場合は、現金納付用の納付書をお渡ししますので、これにより JA いわてふるさと又は社会福祉協議会窓口で納付してください。

問 21 月の途中での入所、退所、休所の場合の利用料はどうなりますか。

答え 月の中で 1 日でも利用がある場合は、当月分は全額納付していただくこととなりますので、日割り計算は行いません。

問 22 利用料を滞納するとどうなりますか。

答え 利用料は、毎月納付してください。もし、3 か月滞納が続いた場合は、誠に不本意ながら、退所命令（予告）を文書で通知することになりますので、何らかの事情のある方は、早期に納付相談してください。

問 23 利用料の減免制度はありますか。

答え 生活保護世帯、ひとり親家庭、2 人以上の児童が利用する世帯などの減免制度がありますので、学童保育所入所案内をご覧ください。

別紙資料「学童保育所利用料と減免措置についてのお知らせ」

なお、当初から減免要件に該当する方は、入所申込書と同時に「**減免申請書**」を提出していただきます。学童保育所利用中の途中で減免事由が発生した場合は、その都度申請してください。申請の翌月から減免の適用を受けられます。

問 24 減免の対象世帯であったが、減免申請をしていませんでした。この場合、遡って減免できますか。

答え 遡って減免することはできません。申請の翌月（月の初日であればその月）から減免の適用が受けられます。

問 25 新型コロナウイルスで学童保育所が休所になった場合の利用料はどうなりますか。

答え 新型コロナウイルスや自然災害等で連続 5 日以上休所した場合は、利用料を日割り計算により還付します。（具体的には翌月分の利用料と相殺など）

問 26 兄弟で学童保育所を利用して、途中から 1 人退所した場合は、減免措置は適用されなくなりますか。

答え どちらか 1 人退所した段階で減免措置は適用されなくなります。

問 27 口座振替は、JA いわてふるさと以外の金融機関でもできますか。

答え ご不便をおかけしますが、JA いわてふるさと各支店のみ可能です。

4 その他

問 28 年度途中で家族の状況や住所、勤務先等が変わった場合は、どうしたらいいですか。

答え 世帯の中で住所や家族構成、氏名、勤務先、電話番号等の変更があった場合は、速やかに所定の変更届を提出してください。

問 29 学童保育所を退所、休所するときはどうしたらいいですか。

答え 学童保育所を退所する場合は、前もって退所届を提出してください。また、病気等を理由に一定期間休所する場合は、前もって休所届を提出してください。遡って提出することはできません。

なお、月の途中で退所又は休所する場合は、当月に 1 日でも利用している場合

は、当月分の利用料は全額納付していただきますので、日割り計算は行いません。

問 30 学校行事が土曜日にあり、その分月曜日が代休日になった場合、学童保育所は開所していますか。

答え このような場合は、朝から学童保育所は開所しますので、一日保育となります。

問 31 欠席したり、塾に通わせるため途中で帰ったり、中抜けしたりする場合は、どうすればいいですか。

答え 利用している学童保育所に電話等でご連絡をお願いします。

定例的な習い事については、入所申込書の所定欄に記入してください。

問 32 やむを得ない理由により帰りの迎えが遅れる場合はどうすればいいですか。

答え 利用している学童保育所に電話で連絡してください。午後 6 時を超えた場合は、延長利用料がかかります。

問 33 保護者からの延長利用の申し出がなくて、無断で延長利用となった場合は、どうなりますか。

答え 保護者等からの延長利用の申し出の有無にかかわらず、午後 6 時を超えた場合は、

一時延長利用料（緊急の場合）がかかります。

問 34 お弁当が必要なのはどんなときですか。

答え 学校の給食のない短時間授業日や、春・夏・冬の学校長期休業期間中、代休日等にお弁当が必要になります。

問 35 発熱やケガをした場合の対応はどうなりますか

答え 発熱して体調の悪い場合は、保護者に連絡してお迎えを待つなどの対応をとります。すり傷などの軽傷の場合は、指導員が応急措置をしますが、病院を受診したほうが良いと判断した場合は、保護者に連絡して相談の上、病院へ連れていきます。この場合は、保護者の方にも病院に来ていただきます。

軽傷で応急措置をした場合は、お迎えの際に保護者にケガの経過やケガの程度についてご報告いたします。

問 36 学校や学童保育所で新型コロナの感染者が発生した場合はどうなりますか。

答え 学校休業（休校）に伴う学童保育所の対応ガイドラインに基づき対応します。

基本的には、新型コロナウイルスの陽性者が発生した学校の当該学年や当該学級の児童が通う学童保育所のみ一定期間休所となります。兄弟児等濃厚接触者の関係で、それ以外の学年や学級の児童が通う学童保育所が休所になる場合もあります。また、学童保育所内で感染者が発生した場合は、基本的には当該学童保育所は休所となります。登録している方にはメールで緊急連絡いたします。

問 37 インフルエンザで学級閉鎖になった場合はどうなりますか。

答え 学級閉鎖になったクラスの児童は感染拡大防止の観点から学童保育所はお休みしていただきます。また、学童保育所は学級別や学年別になっていないため、状況によっては、学級閉鎖になったクラス以外の児童もお休みしていただく場合があります。

問 38 台風やその他の災害で学校が休校になった場合は、どうなりますか。

答え 災害等で学校が休校になった場合は、学童保育所も原則として休所となります。災害で学校が途中下校となった場合も原則として学童保育所は休所となります。

問 39 学童保育所利用時間中に地震等の災害が発生した場合はどうなりますか。

答え 学校休業（休校）に伴う学童保育所の対応ガイドラインに基づき対応します。

基本的には、学校で新型コロナウイルスの陽性が確認された児童や濃厚接触者は一定期間学童保育所の利用を休んでいただくこととなります。また、学童保育所内で感染者が発生した場合は、状況により当該学童保育所を一定期間休所する場合があります。登録している方にはメールで緊急連絡いたします。

問 40 宿題はさせてもらえるのですか。

答え 一人一人をきちんと見ることはできませんが、宿題をする時間を設け、学習する時間をとり、学習する習慣が身につくように指導しますが、最終的な確認は各家庭でお願いします。

問 41 おやつはどんなものが出ますか。

答え 主に市販のお菓子等を提供しています。学童保育所ごとに異なります。

問 42 防犯対策は大丈夫ですか。また避難訓練は実施しているのですか。

答え 各学童保育所には防犯カメラを設置して対応しており、不審者対応訓練も実施して防犯対策に努めています。また、避難訓練も学童保育所ごとに定期的に実施しています。

様式

同居家族等が家庭で保育できない理由書

入所申込者（保護者）氏名 _____

保護者・祖父母等 氏名	児童との 続柄	仕事上の理由	身体上(病気・介護・その他) の理由
		勤務時間 時 分 ~ 時 分	
		勤務時間 時 分 ~ 時 分	
		勤務時間 時 分 ~ 時 分	
		勤務時間 時 分 ~ 時 分	

《記載例》

同居家族等が家庭で保育できない理由書

入所申込者（保護者）氏名

保護者・祖父母等 氏名	児童との 続柄	仕事上の理由	身体上（病気・介護・その他） の理由
〇〇〇〇	父	自営業（〇〇〇）であるが、業務上ほぼ毎日児童の帰宅時間は留守となり、自宅での保育ができないため。 勤務時間 9時00分～18時	
〇〇〇〇	母	会社勤務であり、平日は児童の帰宅時間は留守となるため。 勤務時間 8時30分～17時	
〇〇〇〇	祖父	定年後、再雇用により勤務中であり、平日は児童の帰宅時間は留守となるため。 勤務時間 10時～17時	
〇〇〇〇	祖母	勤務時間	自宅にはいるが、身体障がいをかかえており（右下肢）、自宅で保育ができないため。

学童保育所入所関係（令和5年度用）

令和4年11月28日

金ヶ崎町社会福祉協議会

《変更点》

1 入所要件審査の徹底

統一基準を示しながら、入所要件に当てはまるかどうかの審査を、これまで以上に徹底します。

このため、新たに「同居家族等が家庭で保育できない理由書」の提出を求めます。

理由

これまで、子育て支援の立場から入所要件審査は比較的弾力的に行ってまいりましたが、学童の利用者が年々増加し、一部の学童保育所で定員を超える状況となっています。このような中で、制度上必ずしも入所要件に合致しているとは言えない児童も入所していることから、入所要件審査を徹底し、制度運用の適正化を図るものです。

2 全学童保育所における延長保育実施の周知

すべての学童保育所で延長保育に対応することとし、入所説明会のほか、学校、幼稚園及び保育園等を通じてそのことを周知します。

理由

これまで一部の学童保育所において延長保育に対応していないとの誤解があり、このことを理由に、学区外への越境入学などを検討する保護者が見られるため、すべての学童保育所で延長保育に対応することとし、そのことを広く周知します。

学童保育所事業の対象者（児童福祉法）

児童福祉法第6条の3第2項

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。



事業の対象者

小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもが事業の対象となる。

具体的な取り扱いについては、別添「学童保育所入所に関する質疑応答集（入所要件関係）参照のこと。